

件名	愛媛県犯罪被害者等支援条例
主管課	県民生活課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 制定理由 犯罪により被害を受けた人を社会全体で支えていくため、犯罪被害者等支援に特化し、基本理念や関係者の責務、基本的施策の方向性等について定める必要があることから、愛媛県犯罪被害者等支援条例の制定を行う。</p> <p>2 条例の概要 (目的) 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。</p>	
施行日	令和5年4月1日
【その他参考事項】	